

石巻市監査委員告示第6号

平成26年6月30日付け石巻市監査委員告示第5号で公表した復興政策部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき別紙のとおり公表する。

平成26年8月1日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 伊 藤 啓 二

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成26年6月30日付け25石監第34号で指摘があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 指摘事項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
地域協働課 【財産管理事務】 1 行政財産目的外使用料算定誤りについて 田代島開発総合センターに係る行政財産目的外使用料の算定に当たり、当該建物の建築費指数が1.33であるにもかかわらず1.43として、また耐用年数も50年を45年で算出し、過少に徴収していたので、適正な算定基礎に基づき使用料を算出されたい。	地域協働課 【財産管理事務】 1 行政財産目的外使用料算定誤りについて 御指摘のありました事項につきましては、当該建築物に係る建築費指数及び耐用年数の確認を怠ったことにより生じた算定誤りです。 過少徴収額18,238円につきましては、納入者に対し、過少徴収に至った顛末を説明の上、納入手続きを行っております。 今後、再発防止に向けて建築費指数表等の確認を徹底するとともに、複数の職員による確認を行うなど、事務処理のチェック機能が適正に働くよう体制の確保を図ります。